

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、安芸高田市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日

安芸高田市長 藤本 悦志

- 1 専決処分の内容 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和 7 年 3 月 31 日

専決処分書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、安芸高田市税条例の一部を改正する条例について、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市税条例の一部を改正する条例

安芸高田市税条例(平成 16 年条例第 71 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 総則 第 1 節 通則 第 1 条 (略) (用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) (略)	第 1 章 総則 第 1 節 通則 第 1 条 (略) (用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び(2) (略)

第 18 条の 4 から第 22 条まで (略)

第 2 章 普通税

第 1 節 市民税

第 23 条から第 34 条まで (略)

(所得控除)

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第 34 条の 3 から第 36 条まで (略)

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規

第 18 条の 4 から第 22 条まで (略)

第 2 章 普通税

第 1 節 市民税

第 23 条から第 34 条まで (略)

(所得控除)

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第 34 条の 3 から第 36 条まで (略)

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規

定する自己と生計を 1 にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項 _____ に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 から 9 まで (略)

第 36 条の 3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2 から 6 まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に

定する自己と生計を 1 にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額 _____

_____ の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 から 9 まで (略)

第 36 条の 3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族 _____ の氏名

(4) (略)

2 から 6 まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に

規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2 から 5 まで (略)

第 36 条の 4 から第 53 条の 12 まで (略)

第 2 節 (略)

第 3 節 軽自動車税

第 80 条から第 81 条の 9 まで (略)

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワ

規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2 から 5 まで (略)

第 36 条の 4 から第 53 条の 12 まで (略)

第 2 節 (略)

第 3 節 軽自動車税

第 80 条から第 81 条の 9 まで (略)

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワ

<p>ット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 エ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円 オ (略) (2)及び(3) (略)</p>	<p>ット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの_____又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの_____又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円 エ (略) (2)及び(3) (略)</p>
<p>第 83 条から第 88 条まで (略)</p>	<p>第 83 条から第 88 条まで (略)</p>
<p>(種別割の減免)</p>	<p>(種別割の減免)</p>
<p>第 89 条 (略)</p>	<p>第 89 条 (略)</p>
<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限(前 7 日)までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力) (6)から(8)まで (略)</p>	<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限(前 7 日)までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力_____ (6)から(8)まで (略)</p>
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p>
<p>第 90 条 (略)</p>	<p>第 90 条 (略)</p>
<p>2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限(前 7 日)までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」とい</p>	<p>2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限(前 7 日)までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」とい</p>

う。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

第 91 条及び第 91 条の 2 (略)

第 4 節及び第 5 節 (略)

第 6 節 特別土地保有税

第 131 条から第 139 条の 2 まで (略)

う。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示

するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

第 91 条及び第 91 条の 2 (略)

第 4 節及び第 5 節 (略)

第 6 節 特別土地保有税

第 131 条から第 139 条の 2 まで (略)

<p>(特別土地保有税の減免) 第 139 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限(前 7 日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号 _____ _____ (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 140 条及び第 140 条の 2 から第 140 条の 7 まで (略)</p> <p>第 3 章 (略)</p> <p>附 則 第 1 条から第 10 条まで (略)</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 から 14 まで (略)</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>16 (略)</p> <p>第 10 条の 3 (略)</p>	<p>(特別土地保有税の減免) 第 139 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限(前 7 日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号について同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 140 条及び第 140 条の 2 から第 140 条の 7 まで (略)</p> <p>第 3 章 (略)</p> <p>附 則 第 1 条から第 10 条まで (略)</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 から 14 まで (略)</p> <p>15 <u>法附則第 15 条第 42 項</u>に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>16 (略)</p> <p>第 10 条の 3 (略)</p> <p><u>(平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p>
--	---

第 10 条の 4 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日(第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 3 第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

(2) 法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 30 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和 5 年度分及び令和 6 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。

3 法附則第 16 条の 3 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

	<p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 3 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第 16 条の 3 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第 16 条の 3 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p>
<p>第 11 条から第 16 条の 2 まで (略)</p>	<p>第 11 条から第 16 条の 2 まで (略)</p>
<p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定する</u></p>	

<p>ものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</p> <p>第 16 条の 3 から第 25 条まで (略)</p>	<p>第 16 条の 3 から第 25 条まで (略)</p>
--	---------------------------------

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 34 条の 2、第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 号)附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の安芸高田市税条例(以下「新条例」という。)第 18 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日(以下「1 号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の安芸高田市税条例(以下「旧条例」という。)第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」と

いう。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 5 条 新条例第 82 条(第 1 号に係る部分に限る。)の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、安芸高田市税条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 安芸高田市税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。